

青森県報

号外第二十一号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則六一一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則……………(職員課) ……一
- 人事委員会規則七一〇(給料等の支給)の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 人事委員会規則七一五(へき手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 人事委員会規則七一六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則……………(同) ……六
- 人事委員会規則七一六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同) ……七
- 人事委員会規則七一八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………(同) ……七
- 人事委員会規則七一九五(地域手当)の一部を改正する規則……………(同) ……八
- 人事委員会規則七一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……八
- 人事委員会規則一三三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(同) ……九

正 誤

人事委員会

○平成二十一年五月二十九日定例人事委員会中……………(人事委員会) ……三
(事務局) ……三

人事委員会規則六一一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六一一七(任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一七(任期付研究員の採用等)の一部を次のように改正する。第十條中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七一〇(給料等の支給)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十八号。

以下「勤務時間条例」という。)第八條の四第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。)第八条の四
第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」
とする。

第十条の二第一号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県
条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に、「八時間」
を「七時間四十五分」に改め、同条第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」
を削る。

第十一条第三項第二号中「(再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、
正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、そ
の勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達する
までの間の勤務にあつては、零。次号において同じ。)」を削る。

第十二条第二項第二号ウ及び同項第三号ウ中「四十」を「三十八・七五」に改め、
同条の次に次の一条を加える。

(条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める勤務)

第十二条の二 条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲
げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間を超過して勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第
三条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(人事委員会が定める職
員を除く。)
次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替(人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、
休日及び休暇)第三条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り
振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日に変更された日

二 正規の勤務時間を超過して勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第
四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日
(同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。))の日
数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員
を除く。)
次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週
休日

休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週
休日

休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替(人事委員会規則一三―八第三条第二項に規定
する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応
じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)
により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場
合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の
原週休日までの間の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場
合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の
原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事
委員会が定める日

第十三条中「が休日等」の下に「又は勤務時間条例第八条の四第一項の規定により
割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定され
た日(以下この条において「時間外勤務代休時間指定日」という。)」を、「当該休
日等」の下に「又は時間外勤務代休時間指定日」を加える。
別表を次のように改める。

別表(第十一条関係)

支給する手当等の区分	割合
支給割合が百分の二十五又は百分の五十であ る勤務の場合	一分の一
支給割合が百分の百である勤務の場合	〇
支給割合が百分の百二十五である勤務の場合	五分の一
支給割合が百分の百三十五である勤務の場合	二十七分の七
支給割合が百分の百五十である勤務の場合	三分の一
支給割合が百分の百六十である勤務の場合	八分の三
支給割合が百分の百七十五である勤務の場合	七分の三

休 日 勤 務 手 当	二 十 七 分 の 七
夜 間 勤 務 手 当	一 分 の 一

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。
第二条第一号(4)中「勤務時間が」の下に「三時間四十五分若しくは」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「学校」を「学校及び共同調理場」に改め、同条第二項中「学校」を「学校等」に、「学校」を「学校及び共同調理場」に改める。

第三条第一項中「学校の」を「学校及び共同調理場の」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「学校」を「学校若しくは共同調理場」に、「伴って」を「伴って」に、「もつて」を「もつて」に改め、同項第一号中「学校に」

を「学校若しくは共同調理場」に、「学校が」を「学校若しくは共同調理場が」に、「なった」を「なった」に改め、同項第二号中「伴って」を「伴って」に、「学校が」を「学校若しくは共同調理場が」に改める。

第五条第一項中「なった学校」を「なった学校又は共同調理場」に、「なった日」を「なった日」に、「当該学校」を「当該学校又は共同調理場」に、「伴って」を「伴って」に改め、同条第二項中「学校が」を「学校又は共同調理場が」に改める。

第六条中「もつて」を「もつて」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一 へき地学校（第二条関係）
小学校

学 校 名	所 在 地	区 級 別
常盤野小学校	弘前市大字常盤野字湯の沢四五の四	一級
田代小学校	八戸市南郷区大字島守字赤羽六の二五	一級
大不動小学校	十和田市大字大不動字漆久保二四の二八	一級
おおぞら小学校	三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三	一級
第二川内小学校	むつ市川内町立越四の一七	一級
牛瀉小学校	つがる市牛瀉町大田光六六の三〇	一級
車力小学校	つがる市車力町屏風山一の二七〇	一級
富蒔小学校	つがる市富蒔町泉川二	一級
東栄小学校	東津軽郡平内町大字外童子字葛派平八の三	一級
平館小学校	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二五一	一級
南金沢小学校	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間七の四	一級
修道小学校	西津軽郡深浦町大字関字析沢八五の一	一級
深浦小学校	西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六	一級
いわさき小学校	西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯一三の二	一級
小泊小学校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	一級

共同調理場

施設名	所在地	区級別
車力学校給食センター	つがる市豊富町屏風山一の三七七	一級
六ヶ所村学校給食センター	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附五三六の二	一級
脇野沢学校給食センター	むつ市脇野沢渡向二六	二級
十和田湖畔学校給食センター	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部四二〇	三級

別表第二 準へき地学校(第二一条関係)

小学校

学校名	所在地
修齊小学校	弘前市大字十面沢字赤坂一の一
市浦小学校	五所川原市相内岩井八五
松陽小学校	十和田市大字八斗沢字砂土路一四の一六一
奥入瀬小学校	十和田市大字法量字尻貝下三七
奥内小学校	むつ市大字奥内字中野四〇
第一川内小学校	むつ市川内町熊ヶ平一の三
二枚橋小学校	むつ市大畑町釣屋浜二二の七二
東田沢小学校	東津軽郡平内町大字東田沢字無沢二の一
今別小学校	東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五
三厩小学校	東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃ヶ丘一
建石小学校	西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町字島田一四六
南部小学校	上北郡横浜町字吹越八二の一
大豆田小学校	上北郡横浜町字家ノ前川目三〇の三
甲地小学校	上北郡東北町字往来ノ下五〇
大間小学校	下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二
易国間小学校	下北郡風間浦村大字易国間字大川目二一の三
蛇浦小学校	下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷平一

清水頭小学校	二六 三戸郡田子町大字田子字清水頭一八
金山沢小学校	三戸郡階上町大字金山沢字大畑一六
西越小学校	三戸郡新郷村大字西越字佐野平五七

中学校

学校名	所在地
市浦中学校	五所川原市相内岩井八一
近川中学校	むつ市大字奥内字江豚沢一の二
川内中学校	むつ市川内町休所五の一
今別中学校	東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二
東北東中学校	上北郡東北町字素柄邸八二
大間中学校	下北郡大間町大字大間字大間平三二の一
風間浦中学校	下北郡風間浦村大字易国間字古野一八の一
野沢中学校	三戸郡新郷村大字西越字佐野平二一

共同調理場

施設名	所在地
南通地区学校給食共同調理場	むつ市大字奥内字江豚沢一の二
学校給食センター	東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五

別表第三 特地学校(第二一条関係)

小学校

学校名	所在地
赤石小学校	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字山岸八七
有畑小学校	上北郡横浜町字苗代川目一四

中学校

学 校 名	裾野 中学校
所 在 地	弘前市大字十面沢字湯ヶ森四〇 三戸郡新郷村大字戸来字大久保一

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の人事委員会規則七―五一(へき地手当等)(以下「改正後の規則」という。)に基づくへき地手当の月額(以下この項において「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が施行日の前日におけるへき地手当の月額(以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。)については、改正後の規則第二条第一項及び第三条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合には、施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間(改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後)、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

3 施行日の前日においてへき地等学校として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該学校又は共同調理場に勤務する職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

人事委員会規則七―一六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七―一六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一六〇(福祉業務手当)の一部を次のように改める。

第二条中「児童相談所」の下に「、女性相談所」を加える。

第三条中「第九条第一項」を「第九条第一号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 児童相談所に勤務する職員のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による事務を行う職員

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 女性相談所に勤務する職員のうち売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定による事務を行う職員

第四条中「第九条第一項」を「第九条第一号」に改め、同条第一号中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同条第二号中「アの職員」を「の職員のうち児童福祉司」に改め、同条第三号中「イの職員」を「の職員のうち児童指導員及び保育士」に改め、同条第四号中「ウの職員」を「の職員のうち判定業務に従事する者であって、児童福祉法第十二条の第三第二項第一号又は第二号に該当する者若しくは二年以上判定業務に従事した経験を有する者」に改め、同条第六号中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「前条第三号」を「前条第四号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 前条第二号の職員のうち次長及び課長 児童福祉法の規定により援護又は育成の措置を必要とする者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務

六 前条第二号の職員のうち第二号から前号までに掲げる職員以外の職員 要保護児童等と直接接見して行う相談、調査又は指導の業務(愛護手帳の交付に係る業務、障害児施設給付費制度に係る業務等を除く。)

七 前条第三号の職員 売春防止法第三十四条第二項第三号の一時保護に係る要保護女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第三項第三号の一時保護に係る被害者の付添業務として女性相談所以外の場所において行う指導、援助等の業務

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前条第五号」を「前

第五号中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前条第五号」を「前

第五号中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前条第五号」を「前

第五号中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前条第五号」を「前

第五号中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前条第五号」を「前

第五号中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前条第五号」を「前

条第八号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前条第六号」を「前条第九号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「前条第二号から第六号まで」を「条例第九条第二号又は前条第一号から第六号まで、第八号若しくは第九号」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 条例第十条第二号に規定する職員が、前条第七号に規定する業務に従事する場合については、業務に従事した日一日につき三百円

第七条第一号中「第五条第二号」を「第五条第一号」に改め、同条第二号中「第四条第五号」を「第四条第八号」に、「第五条第三号」を「第五条第二号」に改め、同条第三号中「第四条第六号」を「第四条第九号」に、「第五条第四号」を「第五条第三号」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「新幹線開業調整監」を「新幹線・並行在来線調整監」に、「並行在来線調整監」を「農商工連携推進監」に改め、「美術館事務局長」を削り、「本庁室長（職務の級行政職給料表八級のものを限る。）」を

「本庁室長（職務の級行政職給料表八級のものを限る。）」に、「環境保健センター環境再生調整監

に、「環境保健センター所長

美術館事務局長」に改め、「総務事務集中管理監」及び「環境再生調整監」を削り、「歯科衛生推進監」を

「歯科衛生推進監」を「美術統括監」に、「美術館次長」を

「あすなろ医療療育センター次長（医療職給料表（一）を適用されるものに限る。）」に、「地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長（区分十類のものを除く。）」を「地

域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長」に改め、「知事秘書」及び「薬事指導監」を削り、「地域県民局地域農林水産部普及指導室長」を「地域県民局地域農林水産部農業普及振興室長」に改め、「農産園芸推進監」を削り、「あすなろ医療療育センター次長」の下に「（区分七類のものを除く。）」を加え、「下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所長」を削り、同表労働委員会の事務部局の項中

事務局次長 四類 を削り、同表警察の項中 本部部长 四類 を

総務室長	三類	に、「管理官」を 管理官 に改める。
本部部长	四類	
に、「管理官」を 総務事務推進室長		

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の八十六以上百分の百四十五以下」を「百分の八十七以上百分の百四十以下」に、「百分の百一以上百分の百八十五以下」を「百分の百十以上百分の百七十五以下」に改め、同項第二号中「百分の七十八・五以上百分の八十六未満」を「百分の七十七以上百分の八十七未満」に、「百分の百一以上百分の百一十未満」を「百分の九十七以上百分の百十未満」に改め、同項第三号中「百分の七十一」を「百分の六十七」に、「百分の九十一」を「百分の八十四・五」に改め、同項第四号中「百分の七十二未満」を「百分の六十七未満」に、「百分の九十一未満」を「百分の八十四・五未満」に改め、同条第二項中「百分の七十一」を「百分の六十七」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の九十一」を「百分の八十四・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の八十七・五」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「六月に支給する場合には」及び「、十二月に支給する場合には」は百分の四十超（特定幹部職員にあつては、百分の五十超）を削り、同項第二号中「六月に支給する場合には」及び「、十二月に支給する場合には」は百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を削り、同項第三号中「六月に支給する場合には」及び「、十二月に支給する場合には」は百分の四十未満（特定幹部職員にあつては、百分の五十未満）を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九五（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七一九五（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九五（地域手当）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県の項を削る。

別表愛知県の項中

豊名	古田	豊田	市	市	三級地
西加茂郡	三好町	六級地			

を

名古屋市三級地に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一一一（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 特地公署（第二条関係）

公署	所在地	級別
原子力センター	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一	一級地
上北地域民局地域整備部むつ小川原港管理所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の一	
大間警察署佐井警察官駐在所	下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二	一級地
むつ警察署脇野沢警察官駐在所	むつ市脇野沢本村二三	
野辺地警察署千歳平警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二	
鯨ヶ沢警察署深浦交番	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八三の一	
鯨ヶ沢警察署大間越警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜一の一八	
五所川原警察署小泊警察官駐在所	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一一八七	
むつ警察署白糠警察官駐在所	下北郡東通村大字白糠字前田四四の一九二	二級地
むつ警察署岩屋警察官駐在所	下北郡東通村大字岩屋字往来一七二	
十和田警察署十和田湖警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	三級地
六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三〇五	一級地
木造高等学校深浦校舎	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九五の一五七	

別表第二 準特地公署（第二条関係）

公署	所在地
青森警察署東田沢警察官駐在所	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢二の二

外ヶ浜警察署三厩警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町五
外ヶ浜警察署平館警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢一の六
大 間 警 察 署	一 下北郡大間町大字大間字大間五四の四
大間警察署風間浦警察官駐在所	下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八三の一
むつ警察署川内警察官駐在所	むつ市川内町川内八二の三
むつ警察署近川警察官駐在所	二 むつ市大字中野沢字大近川一八の二
野辺地警察署尾駁交番	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附三四九の二
野辺地警察署平沼警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二六の一
鯨ヶ沢警察署北金ヶ沢警察官駐在所	一 西津軽郡深浦町大字関字柝沢八四の一六
鯨ヶ沢警察署轟木警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎一六五の一
鯨ヶ沢警察署岩崎警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七
つがる警察署車力警察官駐在所	つがる市豊富町屏風山一の八一八
五所川原警察署相内警察官駐在所	五所川原市相内岩井八一の一〇六
三戸警察署上郷警察官駐在所	三戸郡田子町大字山口字道前一三の二
十和田警察署焼山警察官駐在所	一 十和田市大字奥瀬字柝久保一一の三
西北教育事務所社会教育主事深浦町駐在	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七
西北教育事務所社会教育主事むつ市駐在	むつ市大畑町佐助川三九九
青森北高等学校今別校舎	東津軽郡今別町大字今別字西田二五八
大 間 高 等 学 校	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の四三
大湊高等学校川内校舎	むつ市川内町家ノ上四八
金木高等学校市浦分校	五所川原市磯松赤川三の四二
むつ 養 護 学 校	むつ市大字奥内字栖立場一の一〇

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において特地方署として指定されていた公署で施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となる公署(特地方署として指定されないこととなるものを含む。)は、改正後の人事委員会規則七一一(「特地方勤務手当等」)(以下「改正後の規則」という。)(第二条の規定にかかわらず、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地方勤務手当の支給については、平成二十五年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地方公署に該当することとなった場合又は特地方公署に該当しないこととなった場合)あつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、施行日の前日の級別区分による特地方公署とみなす。この場合において、特地方勤務手当の月額算定は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

3 施行日の前日において特地方公署又は準特地方公署として指定されていた公署で施行日において特地方公署及び準特地方公署として指定されないこととなるもの(公署の移転により特地方公署又は準特地方公署として指定されないこととなるものを除く。)は、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地方勤務手当に準ずる手当の支給については、平成二十五年三月三十一日までの間、特地方公署又は準特地方公署とみなす。この場合において、特地方勤務手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

人事委員会規則一三一一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条の三」を「第八条の四」に改める。

第二条第一項中「次条及び第八条において」を「以下」に改める。

第三条第二項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に、「第十条第一項」を「第八条の四第一項」に、「第七条第一項において」を「以下」に改め、同条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第四条中「条例」を「勤務時間条例」に改める。

第六条第一項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同条第二項中「第三十七号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第二章中第六条の十三の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第六条の十四 勤務時間条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、給与条例第十三条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする。二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、勤務時間条例第八条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日（勤務時間条例第十条第一項に規定する休日を含む。）及び代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十三条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の時間を指定するものとする。

一 給与条例第十三条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）及び同条第三項に規定する割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に

係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 育児休業条例第十八条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与条例第十三条第一項ただし書又は給与条例第十三条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十三条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、勤務時間条例第八条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、勤務時間条例第八条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。第七条第一項中「（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）」を削り、「（休日）」を「（勤務時間条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第八条中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に改め、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第八条の二第一項及び第四項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第八条の三第一項第三号及び第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第九条中「掲げる率」を「定める率」に改める。
第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十条第二項を削り、同条第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号ア中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号イ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ウ中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「勤務時間」の下に「の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第十八号中「、週休日」の下に「、勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加え、同条第二項中「休暇」の下に「（以下この条において「特定休暇」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十二条第三項中「第一項第十三号から第十五号までの休暇」を「特定休暇」に、「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「一時間」を「一分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十三条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十五条中「及び」を「、第六条の十四第一項及び第三項並びに」に改め、「振替等」の下に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

正

誤

人事委員会事務局

発行年月日 平成三・五・元 第三〇九〇号		区分	番 号	ペー ジ	段	行	誤
人事委員会 規則			七 一 八 〇	二	上	一	
				一	下	後 ろ か ら 一 一	
							後 ろ か ら 二 二
							附則を附則第一項とし、附則に次の一項
							本則の次に次の附則
							附則

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円一銭

2 平成二十一年六月に支給する勤勉手当に
関する第十四条第一項及び第二項並びに第
十四条の二第二項の規定の適用については、
第十四条第一項第一号中「百分の八十六以
上百分の百四十五以下」とあるのは「百
分の八十一以上百分の百三十五以下」と、
百分の百一以上百分の百八十五以下」とあ
るのは「百分の九十九以上百分の百六十五
以下」と、同項第二号中「百分の七十八・
五以上百分の八十六未満」とあるのは「百
分の七十三以上百分の八十五未満」と、
百分の百一以上百分の百一未滿」とあるの
は「百分の九十九以上百分の九十九未滿」と、
同項第三号及び第四号中「百分の七十一」と
あるのは「百分の六十六」と、「百分の
九十一」とあるのは「百分の八十一」と、
同条第二項中「百分の七十一」とあるの
は「百分の七十一以上百分の七十二・五以
下」とあるのは「百分の六十六」とあ
るのは「百分の六十六以上百分の六十七・
五以下」と、「百分の九十一」とある
のは「百分の

附則
平成二十一年六月に支給する勤勉手当に
関する第十四条第一項及び第二項並びに第
十四条の二第一項の規定の適用については、第
十四条第一項第一号中「百分の八十六以
上百分の百四十五以下」とあるのは「百
分の八十一以上百分の百三十五以下」と、
百分の百一以上百分の百八十五以下」とあ
るのは「百分の九十九以上百分の百六十五
以下」と、同項第二号中「百分の七十八・
五以上百分の八十六未満」とあるのは「百
分の七十三以上百分の八十五未満」と、
百分の百一以上百分の百一未滿」とあるの
は「百分の九十九未滿」と、同項第三号及
び第四号中「百分の七十一」とあるのは「
百分の六十六」と、「百分の九十一」とあ
るのは「百分の七十一」とあるのは「百分
の七十一」と、同条第二項中「百分の七
十一」とあるのは「百分の七十一以上百
分の七十二・五以下」とあるのは「百分
の六十六」とあるのは「百分の六十六」
と

七・五以下」と、「百分の九十一」とあ
るのは「百分の九十一以上百分の九十二・
五以下」とあるのは「百分の八十一」とあ
るのは「百分の八十一以上百分の八十二・
五以下」と、第十四条の二第二項中「百分
の三十五」とあるのは「百分の三十」と、
百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とす
る。